

くらしの

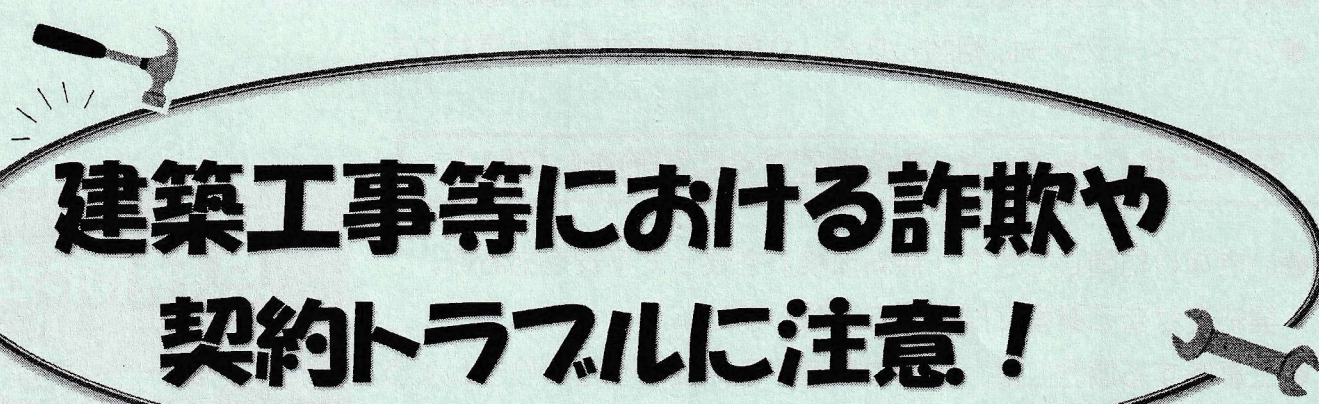


すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階
tel.03-3398-3141

臨時

2026.7 NO.260
令和8年7月発行



建築工事等における詐欺や 契約トラブルに注意！

住宅のリフォーム工事や外壁修繕、設備更新などの建築工事に関して、契約や代金のトラブルに関する相談が、消費者センターに寄せられています。

また、昨今の中東情勢などの国際的な影響により、資材価格の高騰や供給の遅れに関連したトラブル（追加費用の請求や納期延滞など）も見受けられます。



悪質なリフォーム業者の勧誘手口

- ・「古い住宅設備のままですね。光熱費が安くなるので、すぐ最新の設備に交換したほうがいいですよ。」
- ・「今、近所で工事をしているので、すぐに契約してもらえると、特別に割引しますよ。」
- ・「国の制度改正で、省エネリフォームが義務化（※）されましたので、ご自宅のリフォームが必要です。」 ※省エネリフォームは義務化されていません！
- ・「近所の工事をしていて、お宅の屋根瓦がずれているのが見えました。このままでは、雨漏りしますよ。」
- ・「全部介護保険でリフォームできますよ。」



悪質リフォームのトラブルの事例

Case

- 工事請負契約書の提示がなく口頭のみで強引に工事され、高額な工事費用を請求された。
- 工事中に不具合を見つけたと言って不要な工事をされ、追加費用を請求された。
- 工事費用を支払ったが工事予定日になっても工事が始まらず、リフォーム業者と連絡がとれなくなった。
- 当初の予定と異なる住宅設備に勝手に変更され、請求額が増えていた。
- ケアマネージャーに相談したら、介護保険の対象外と言われた。

対策とポイント① → その場ですぐに契約をしない！

- いきなり訪問してきて「無料点検」を装って不安をあおり、契約をせまる業者には厳重に注意しましょう。
- 工事をする場合には、複数の業者から見積もりを取りましょう。
- 契約をせかす事業者とは契約をしないようにしましょう。
(今日だけ特別割引など)
- 交渉時の相手の発言などを、まめに記録として残しましょう。

対策とポイント② → クーリング・オフを利用する

訪問販売などで契約した場合、契約書面を受け取った日から原則8日以内であれば、無条件に契約を解除できます。

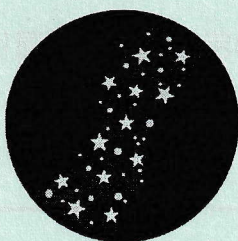
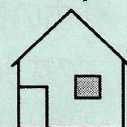


.....

★前述したように、中東情勢の緊迫化に伴う原油高や物流の混乱を背景に、建材価格の高騰や資材不足を背景とした相談が寄せられています。「今契約しないと今後価格が高騰する」「資材不足のため、追加料金が発生する」などと言われ、不安になった場合は、消費者センター、または下記の専門窓口にご相談ください。

◆<住まいるダイヤル> (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

☎03-3556-5147 受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝休日、年末年始を除く)



杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時 (土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)